

東部土木登米地域だより

第22号



迫川（登米市迫町佐沼地内）

令和4年1月31発行

宮城県東部土木事務所
登米地域事務所

宮城県東部土木事務所登米地域事務所について

当事務所は、登米市内において、宮城県が管理する道路、河川、砂防施設など社会基盤を建設・管理しています。

道路は、県管理の国道4路線、県道22路線のおよそ293kmを、

河川は、一級河川北上川水系迫川など27河川、およそ148kmを、

砂防は、急傾斜地崩壊危険区域18箇所、砂防指定地165箇所を管轄しています。

この「東部土木登米地域だより」では、当事務所が実施する様々な事業について、地域の皆様へお知らせするために、不定期で発行しています。

みやぎ県北高速幹線道路の事業区間が全て開通しました。

みやぎ県北高速幹線道路は、東北自動車道と三陸自動車道を結び、県北地域の広域連携を強化し、東日本大震災からの復興支援道路としての役割も担う地域高規格道路です。



- ◎登米市 ⇄ 栗原市
31分 → 23分 = **8分短縮**
- ◎登米市 ⇄ 南三陸町
38分 → 29分 = **9分短縮**
- ◎登米市 ⇄ 石巻市
60分 → 43分 = **17分短縮**
- ◎登米市 ⇄ 仙台市
90分 → 82分 = **8分短縮**

宮城県北の都市間連携が強化され、様々な分野への波及効果が期待されます。

生産拠点のアクセス向上と原材料の流通コスト低減が望めます。



みやぎ県北高速幹線道路第Ⅲ期（佐沼工区）が12月17日（金）16:30に開通しました。第Ⅲ期（佐沼工区）は、延長約3.6km、佐沼ICから佐沼北交差点までの区間を、平成25年度から整備を進めてきました。

この度の供用により、みやぎ県北高速幹線道路事業区間が開通し、沿岸部と内陸部を結ぶ広域道路ネットワークが形成され、登米市の市街地の交通渋滞の緩和や、地域産業の振興、観光交流の活性化、救急医療活動への支援が図られるとともに、本県の復興にも大いに寄与することが期待されます。

開通に先立ち、開通式が執り行われました。

テープカット・くす玉開披



開通パレードの様子

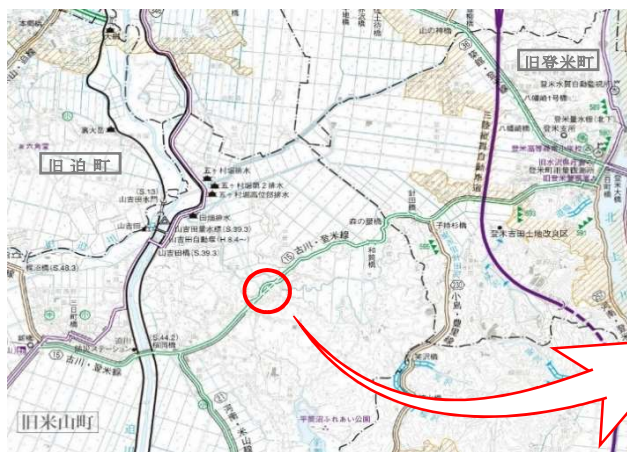


道路改良事業について

道路は、交通、物流、救急搬送など、私たちにとって無くてならないライフラインの1つです。その交通渋滞や交通安全などの対策として、市街地を迂回するバイパスの整備、狭い道路の拡幅、カーブの多い道路の解消などを行うことを「道路改良」といいます。

登米市内では、前述の「みやぎ県北高速幹線道路」の他にも、国道346号飯土井工区（東和町）、（主）古川登米線善王寺工区（米山町）、（一）新田米山線飯島工区（迫町）を実施中です。

昨年11月には（一）花泉迫線で唯一未改良だった二ツ木工区（中田町）が完成しました。



橋梁補修工事について

登米市内には、宮城県が管理するだけでも約170の橋梁があります。そのうち半数以上が高度成長期以前に建設され、完成後50年程度経過しています。老朽化が進んでいて、多くの橋梁が少なからず損傷を抱えているのが現状です。橋梁は法の定めにより5年に1度の定期点検を行い、健全性を判定し、緊急性の高いものから補修しています。

補修にあたっては、一度壊して新しいものを造るのではなく、より長い期間使用できるようにしています。これを「橋梁長寿命化」といいます。

今年度は石越町の夏川に架かる今道橋（こんどうばし）の補修工事を予定しています。

(位置図)



(現況写真)



また、橋梁長寿命化以外にも「橋梁耐震化」と言う工事も行っています。

平成23年の東日本大震災などのように、その地震を経験するまで想定していなかった大地震に対して、その都度耐震基準は改定されます。

このため、その地震よりも古い時代に建設された橋梁は、新しい基準に適應できるように耐震化工事をする必要があります。

登米管内における橋梁耐震化計画では9橋が対象です。このうち、すでに6橋が耐震化を終えており、残る3橋の工事を現在実施中です。

特に豊里町と石巻市桃生町を繋ぐ、旧北上川に架かる「豊里大橋」につきましては、平成29年度から工事を行って来ました。

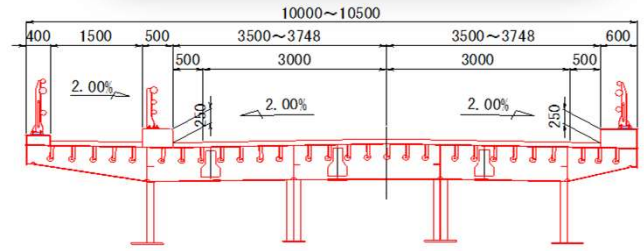
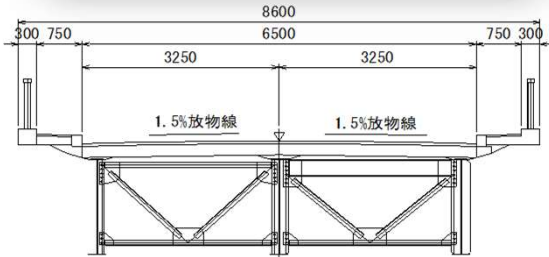
豊里大橋耐震補強工事が完了しました。

令和3年12月10日（金）正午に、(主)河南米山線に架かる豊里大橋が交通規制全面解除しました。平成29年度から耐震補強工事のため交通規制を行っており、地域の皆様には長い間ご協力いただきありがとうございました。

今から70年以上前の昭和25年4月に木造の豊里大橋が架設され、昭和46年3月に鋼橋の豊里大橋が完成するまで、供用されてきました。

昭和46年に完成した橋は、何度も補修工事を行いましたが、幾度も大地震を乗り越えてきたことによる損傷、年月が経過することにより少しずつ老朽化が進み、平成30年度に上部工の架け換え工事を開始しました。





そして令和3年12月、上部工を新たにし、両側歩道を片側に集約することにより、歩道幅員を広くしました。

河川改修事業について

登米市は、低平地が広がり水が豊富なことから、稲作が盛んで宮城県内でも有数の穀倉地帯です。反面、地域を流れる河川は勾配が緩いため大雨が降ると川が溢れ、古くから大きな洪水被害に見舞われてきました。このため、昭和7年から迫川河川改修事業がはじまりましたが、昭和22年のカスリン台風、昭和23年のアイオン台風など、何度も甚大な被害を被りながらも、迫川捷水路、栗原地域のダム群、長沼ダム・南谷地遊水地などの建設が行われ、今年で90周年を迎えます。

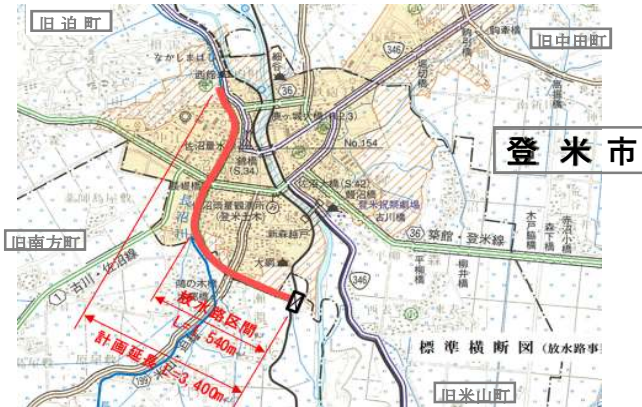


(写真は昭和初期の迫川河川改修の状況)

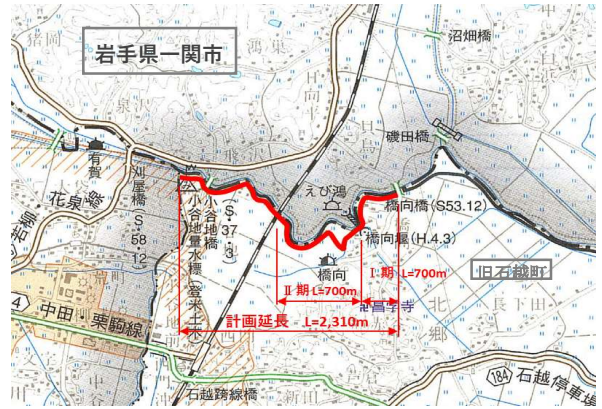


近年は、平成27年の関東東北豪雨や令和元年の東日本台風（台風19号）、多発するゲリラ豪雨などによる水害防止のため、佐沼地区の長沼川、岩手県境の夏川、津山地区の南沢川などにおいて、川幅を広げたり、堤防を造る工事などを行っています。

(長沼川河川改修事業)



(夏川河川改修事業)



(南沢川河川改修事業)



(南沢川の状況)



国土強靱化事業について

毎年、日本全国の至るところで大雨などによる被害が発生しています。特に、近年は発生する災害が頻発化、激甚化しています。

このような状況のもと、国から「防災・減災、国土強靱化のための3カ年計画」（平成30年度から令和2年度）が示され、昨年には新たに「防災・減災、国土強靱化のための5カ年計画」（令和3年度から令和7年度）が示されました（国土強靱化事業）。

登米地域においては、河川の断面（流れ）を阻害（邪魔）している堆積土砂の撤去や河道の掘削、支障木の伐採を集中的に実施しています。

(南沢川の状況写真・施工前)



(南沢川の状況写真・施工後)



県が管理する水門や樋門を始め様々な河川施設は、治水上非常に重要なものですが、建設から50年以上経過するものもあり老朽化による問題が顕在化しています。このため、管内18施設について平成28年に「長寿命化計画」を策定し、予防保全型の維持管理により、既存施設を大切に長く使うこととし、国土強靱化事業により計画的に補修しています。

(山吉田水門の状況)



(高鳥水門の状況)



長沼ダム・南谷地遊水地について

登米地域は低平地が多く、昔から水害に悩まされてきたため、登米市の中心部を流れる迫川などにおいて、古くから河川改修工事が行われてきました。

河川改修工事では、川幅を広くしたり、堤防を建設したり、護岸などを整備しますが、登米地域と迫川の下流になる石巻地域には地盤の高低差があまり無く、登米地域で安全な川をつくるためには「ものすごい幅の広い川」と「ものすごい高さの堤防」を整備することになってしまい現実的ではありません。

そこで、川の上流や中流部に「ダム」や「遊水地」を建設します。迫川の上流の栗原地域には花山ダムや栗駒ダムなどの沢山のダムがあり、登米地域にも「長沼ダム」と「南谷地遊水地」があります。

(長沼ダム平面図)



もし大雨が登米地域や栗原地域に降ったとき、降った雨水は迫川に注ぎ、その量が多すぎると下流の登米地域で溢れてしまいます。そこで、上流の栗原地域のダム群で迫川へ流れ出る雨水を一時貯留し、登米地域で迫川が溢れる前に、長沼ダムや南谷地遊水地などへ一時的に雨水を流して貯留する仕組みです。

(長沼ダム)



(南谷地遊水地)



長沼ダムは、天然湖である「長沼」をダム化したもので、同様なダムの中では貯水量や面積ともに国内最大級です。

ダム湖内には漕艇場があり、このようなレクリエーション施設があるダムは東北で唯一ということでも有名です。

平成26年5月に完成した比較的新しいダムで、完成までに40年を要しました。

洪水調節機能としては、登米地域において戦後最大級の大雨をもたらしたアイオン台風を想定したとき、長沼ダムと南谷地遊水地を合わせて、迫川を流れる水量の半分以上を貯留する計画です。



「スマイルサポーター」の紹介



みやぎスマイル・リバープログラム
イメージキャラクター「レビアちゃん」



みやぎスマイル・ロードプログラム
イメージキャラクター「スミレちゃん」

県では、県が管理する道路や河川でボランティアによる美化活動を行う団体等を「スマイルサポーター」として認定しています。

登米地域では、令和4年1月末現在で、道路57、河川24の計81の団体・個人において環境美化に携わっていただいております。

■スマイルサポーターの仕組み

県が管理する道路や河川において、定期的に清掃や緑化作業などの美化活動をボランティアで行うもので、活動前にスマイルサポーターと市町村、宮城県の三者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結びます。

■県の役割

ボランティア保険に加入し、万が一の場合に備えます。

また、サポーターの名前入り表示板を設置するほか、ホームページなどでその活動をPRするとともに、道路や河川の利用者のマナー向上を図ります。

■市の役割

ごみの処分やごみ袋の提供などの支援をお願いしています。

また、情報提供など県と連携してサポーターの活動をバックアップします。

■スマイルサポーター Q&A

Q. 個人でもなれるの？

A. 道路の場合は個人でも可能です。河川の場合は、5人以上の団体（NPO、町内会、商工会等）または企業に限られます。

Q. 活動区間や活動回数に決まりはあるの？

A. 対象区間については、道路の場合、個人は100m、団体は500m程度を目安とし、河川の場合は、100m以上の活動をお願いしています。
また、活動回数については、道路の場合、年4～6回程度を目安とし、河川の場合は年2回以上の活動をお願いしています。

Q. 認定されるとどのようなメリットがあるの？

A. 県が設置する表示板や、活動状況の土木事務所ホームページ掲載などのPRにより、社会貢献活動が地域に広く認められるほか、何よりも自分たちの活動に”やりがい”が生まれ、地域コミュニティ等が活性化されます。

Q. 花の苗や肥料、消耗品などは支給してもらえるの？

A. 申し訳ありませんが、花の苗や肥料、消耗品などは支給できません。

Q. 申込みにはどんなものが必要なの？

A. スマイルサポーター認定申込書、実施予定表、構成員名簿、団体の規約等を提出していただきます。

Q. 認定までの流れは？

A. 認定申込後に県と市町村とで協力体制等についての協議を行います。
その後、サポーターと県及び登米市の3者で覚書を締結し、サポーター認定証を交付します。

Q. 認定後には何か手続きが必要なの？

A. 認定期間は年度末までの最大1年間となっています。翌年度以降も継続して活動いただける場合は、継続実施予定表を提出していただけます。

Q. サポーターをできなくなったら？

A. なんらかの事情で活動ができなくなった場合には、協議の上覚書を解除することとなります。また、「休止」という形も検討していただけます。

「スマイルサポーターパネル展」を開催しました

毎年8月の「道路ふれあい月間」にあわせ、登米市内において道路や河川の美化活動に日頃から取り組んでいただいているスマイルサポーターの活動の様子や制度について紹介する写真パネル展を開催しています。今年度は下記のとおり開催しました。

開催日 令和3年8月10日（火）～8月19日（木）

開催場所 イオンタウン佐沼「イオンスーパーセンター佐沼店」

今回は「仙北鉄道」開業100周年と「みやぎ県北道路」開通のコラボ企画展を開催しました。1921年10月に開業した「仙北鉄道」は、登米市と栗原市を繋いだ鉄道でした。「みやぎ県北道路」は、ルートこそ違いますが、同じく登米市と栗原市を繋ぐ道路です。仙北鉄道開業からちょうど100年目の今年度に、みやぎ県北道路が全線開通しました。



清掃活動「ロードクリーンキャンペーン」を実施しました

「道路ふれあい月間」にあわせ、当事務所では毎年、登米市内の県管理道路を清掃するクリーンキャンペーンを行っています。今年度は、令和3年8月31日（火）に、職員10人で国道及び県道5路線のゴミ拾いや歩道の安全確認などを行いました。



出発式の様子



たくさんのゴミを回収しました

清掃活動「河川クリーンキャンペーン」を実施しました

当事務所では毎年、宮城県建設業協会登米支部と合同で、登米市内の県が管理する河川のクリーンキャンペーンを行っています。今年度は、令和3年11月17日（水）に開催し、大勢の方々に参加いただきました。当所からは職員14人が参加し、迫川河川敷でゴミ拾いなどを行いました。



出発式の様子



ゴミ拾いの様子



たくさんのゴミを回収しました

道路や河川など、スマイルサポーターをはじめ、たくさんの団体や個人の方々に清掃活動などに協力をいただきましてありがとうございます。

■スマイルサポーターに関するお問い合わせ先は：

東部土木事務所 登米地域事務所 行政班 電話：0220-22-2494
E-mail：et-tmdbkg@pref.miyagi.lg.jp

土砂災害防止について

土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）は、土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知・警戒避難体制の整備・住宅等の新規立地の抑制などのソフト対策推進を目的としています。

県では、危険箇所の地形や地質、土地利用状況などの調査を行い、調査結果を住民の方々に説明し、危険の周知及び警戒区域等の指定を行います。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

1. 基礎調査

県は、あらかじめ抽出された土砂災害危険箇所(土砂災害により被害を受ける恐れのある場所)の地形や地質、土地の利用状況調査を行います。

2. 基礎調査結果説明会

基礎調査の結果、住まいが土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に該当する住民や土地所有者の方を対象に説明会を開催し、危険の周知を行います。

3. 警戒区域指定

指定に先立ち、市長に意見を伺い、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定・告示を行います。

4. 警戒避難体制の整備

登米市において、災害情報の伝達や早期避難のため、警戒避難体制の整備を行います。

令和元年度までに土砂災害危険箇所684箇所全てにおいて、土砂災害警戒区域等の指定が完了しました。

令和2年度からは、基礎調査開始から13年が経過し地形改変等による警戒区域等の変更がないか概略調査に着手しています。

令和元年東日本台風災害復旧が完了しました。

昨年11月末で、令和元年の東日本台風により被災した全ての被災箇所の復旧が完了しました。

令和元年10月11日から13日にかけての台風19号により宮城県は大きな被災を受けました。

そのうち当事務所では47件の災害査定の決定を受け、復旧工事を進めてきましたが、このたび全ての現場が完成しました。工事を発注しても受注者が現れない入札不調が続いた現場もあり、一時は今年度の完成も危ぶまれましたが、所内職員一丸となって取り組むと共に、地域住民や利用者の皆様のご協力をいただきながら完成することが出来ました。

工事期間中は、災害による通行止めや通行制限などのために地元住民や利用者の皆様に大変ご不便をおかけしましたが、全ての災害復旧が完成した事により普段の生活に戻っていただけました。

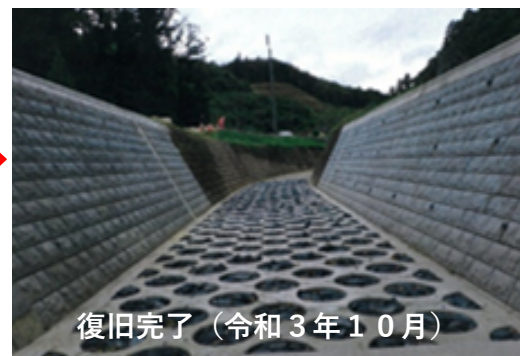
今後は引続き、道路・河川・砂防等の管理を密に行い、普段からのパトロール等により危険箇所を再度確認して行くと共に、各事業の推進により地元住民の皆様へ安全安心な生活環境の保持に努めて参ります。

改めて地元住民及び利用者の皆様には工事へのご理解と長期間のご不便や規制へのご協力ありがとうございました。

羽沢川（河川災）



石貝川（砂防災）



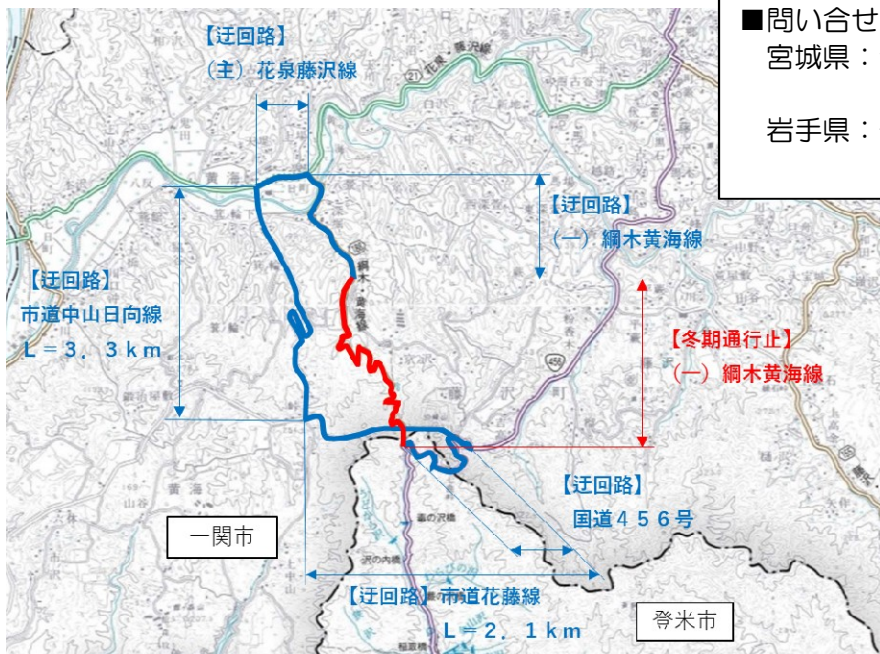
南沢川（道路災）



(一) 綱木黄海線の「冬期通行止め」のお知らせ

宮城県と岩手県では、冬季の積雪や倒木等による安全確保を図るため、登米市東和町米川東綱木から一関市藤沢町黄海字八景下までの3.4km区間において冬期通行止めを実施しています。大変ご迷惑をおかけしますが、下記迂回路をご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

冬期通行止め期間：令和3年12月15日～令和4年3月25日



■問い合わせ先

宮城県：登米地域事務所 道路管理班
0220-22-2716
岩手県：千厩土木センター
0191-52-4917

H@!FMで事業PR放送しています。

私たちは、登米コミュニティーFMにおいて、「いつまでも安心して住みやすい地域づくりをめざして～土木事務所からのお知らせ～」と題して、私たちが実施している事業などをご紹介します。最新の放送は今年2月上旬で当事務所についてご紹介します。過去の放送についてはホームページでご確認いただけます。

編集後記

「登米地域だより」は、昨年3月発行の第21号以降お休みしていました。その間、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、今も続いています。

私共は、引き続き、登米地域の安全・安心を目指し、地域の皆さんや関係機関との連携のもと、事務所一丸となって事業に取り組んでまいります。

再び、この「登米地域だより」を発行して、今後も皆様へ様々な情報をお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

令和3年度

宮城県土木部キャッチ・フレーズ



宮城県東部土木事務所登米地域事務所

〒987-0511

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5

TEL：0220-22-7533

FAX：0220-22-7534

事務所ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/>

事務所代表メールアドレス

et-tmdbk@pref.miyagi.lg.jp